

写

21町監第54号の2
2022年1月13日

町田市議会議長 佐藤 伸一郎 様
町田市 市長 石坂 丈一 様

町田市監査委員 小 泉 めぐみ
同 古 川 健太郎
同 大 西 宣 也
同 山 下 てつや

2021年第2回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

2021年第2回定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象部課

下水道部（下水道経営総務課、下水道整備課、下水道管理課及び水再生センター）

(2) 対象事務

2021年度（必要に応じて2020年度以前を含む。）に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務

3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期間及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
	オ 収入事務受託者による収納手続は適正に行われているか

(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
	エ 建物管理に係る委託業務について、契約書・仕様書等に業務範囲、管理区分等の必要な事項が記載されているか
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品（有形固定資産）について実査を行った。なお、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

○下水道部

下水道経営総務課

収入事務	歳入科目／勘定科目	収入済額(円)
	下水道使用料	2,092,583,397
	受益者負担金	7,100,320
	受益者分担金	195,980

支出事務	契約件名又は歳出科目／勘定科目
	下水道使用料徴収業務費に係る委託料(事業・業務委託料)

下水道整備課

収入事務	歳入科目／勘定科目	収入済額(円)
	し尿処理手数料__事業系処理手数料	4,206,650
	し尿処理手数料__一般世帯処理手数料	2,552,750

支出事務	契約件名又は歳出科目／勘定科目
	町田市公共下水道事業(2021年度)に関する業務委託契約 公共下水道下小山田町ほか汚水枝線工事

契約事務	契約件名
	町田市公共下水道事業(2021年度)に関する業務委託契約 公共下水道下小山田町ほか汚水枝線工事

財産管理事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	試験測定用機器(水質検査器具セット)	2010	1,010,000	1

下水道管理課

収入事務	歳入科目／勘定科目	収入済額(円)
	雑収益__下水道台帳複写料	33,480
	下水道用地占用料__汚水管渠用地占用料	10,124
	下水道用地占用料__雨水管渠用地占用料	2,635,417

支出事務	契約件名又は歳出科目／勘定科目
	下水道施設周辺埋戻し修繕
	水路維持管理業務委託

契約事務	契約件名
	下水道施設周辺埋戻し修繕
	水路維持管理業務委託

水再生センター

収入事務	歳入科目／勘定科目	収入済額(円)
		下水道用地占用料__処理場用地占用料

支出事務	契約件名又は歳出科目／勘定科目
	成瀬クリーンセンター汚泥焼却設備空気予熱器修繕(債務負担行為)
	成瀬クリーンセンターベルトプレス脱水機修繕
	鶴見川クリーンセンター維持管理業務委託

契約事務	契約件名
	成瀬クリーンセンター汚泥焼却設備空気予熱器修繕(債務負担行為)
	成瀬クリーンセンターベルトプレス脱水機修繕
	鶴見川クリーンセンター維持管理業務委託

財産管理 事務	有形固定資産	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
		工具器具及び備品(イオンクロマトグラフ)	2020	3,749,000
	工具器具及び備品(紫外可視分光光度計)	2020	1,353,000	1,048,575

(注1) 表中の金額は、2021年8月20日時点のものである。

(注2) 有形固定資産は、下水道事業会計が2020年度に地方公営企業会計に移行したため、一般会計における重要物品と同等のものを抽出した。なお、取得年度及び取得価額は、地方公営企業会計への移行に伴い再評価したものとなっている。

6 監査の期間及び実施場所

2021年8月20日から2021年12月27日まで町田市庁舎、成瀬クリーンセンター及び鶴見川クリーンセンターで監査を実施した。

7 監査の結果

監査を実施したところ、事務がおおむね適正に執行されていることを確認した。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

下水道部下水道経営総務課

<収入事務>

【指摘】下水道事業受益者負担金については、法令等にのっとり、適正に処理すべきもの

都市計画法第75条第3項では、受益者負担金を納付しない者がいるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないと定めている。また、町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第7条第1項では、下水道事業受益者負担金の納期を定め、同規則第18条第1項では、納期限までに納付しないときは、納期限から20日以内に督促しなければならないとし、同条第2項では、督促で指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とすると定めている。

さらに、地方自治法第236条第4項では、「法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。」と定めている。

下水道事業受益者負担金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、督促状で指定する期限が同規則で定める日数を超える事例や、督促により更新された時効の完成前に不納欠損の処理をしている事例が見受けられた。

主管部課によれば、各期別の納期限が月末であることから同規則に基づき翌月20日に督促しているが、納付いただく方の分かりやすさを優先し、税など他の公金の支払い期限に合わせ、督促で指定する期限を月末としていたとのことであった。

また、同規則改正前の第4期は3月31日を納期限とし、納付されない場合の督促状を4月に発した期別は5年後の4月に時効となるが、一会計年度に調定された期別を全て、5年後の年度内に不納欠損の処理を行っていたとのことであった。

督促は、納期限までに納付されないとき、期限を指定し納付を催告する行為である。納付いただく方の分かりやすさを優先したとのことであるが、督促は時効の更新の効力を有するものであり、かつ、滞納処分手続の前提要件でもある。

不納欠損の処理は、債権を履行させることが不能又は著しく困難であると認められる場合や時効の完成により債権が消滅した場合に行うものである。

主管部課は、法令等にのっとり、適正に下水道事業受益者負担金を処理すべきである。

下水道部水再生センター

<収入事務>

【指摘】納入通知の納期限については、町田市会計事務規則にのっとり、適正に定めるべきもの

町田市会計事務規則第25条では、納入通知をする場合の納期限について、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものとしている。

下水道用地占用料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、納期限が調定日翌日から起算して30日を超えている事例が見受けられた。

主管部課によれば、占用の開始を許可した日を調定日としていたが、同規則第25条に「調定の日翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものとする」と定められていることを見落とし、占用の許可を受けた者と納期限を協議して定めたことであった。

納入の通知は調定と一連の行為であることから、調定がなされたとき、直ちに納入義務者に対し、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限等を通知しなければならない。占用の許可を受けた者と納期限を協議し定めていたとのことであるが、納入の通知における納期限は、調定の日翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものである。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、納入通知の納期限を定めるべきである。